

＼せたがやPayで最大3%のポイント還元！ せたがやのお店を応援！キャンペーン



- 実施期間** 令和9年(2027年)3月31日まで ※予算上限に達し次第、事前予告なしに早期に終了する場合があります。
- キャンペーン内容** 決済額の最大3%分のポイントを還元
- ポイント付与上限** 一人あたり月1000ポイント ※店舗により還元率が異なります。

実施/世田谷区商店街振興組合連合会
 担当/商業課

せたがやPay公式サイト
 (アプリのダウンロードはこちら)▶



他利用方法や対象店舗、店舗ごとの還元率など詳しくは、せたがやPayアプリや公式サイト(二次元コード)をご覧ください。

せたがやPay事務局 ☎050-3647-3205(月~金曜午前10時~午後5時 ※祝・休日、年末年始を除く。) 問合せフォーム(二次元コード)

生成AI技術を活用した 自動音声応答による電話案内の実証実験を実施します

5月1日から、生成AI技術を活用したオペレーターが、皆さんからの問合せに自動音声で自然に应答し、案内を行う実証実験を行います。ぜひご利用ください。

※実証実験の効果検証のため、会話を録音します(実証実験以外での目的では利用しません)。
 ※生成AI技術を用いており、提供する回答の全てが正確・最新であることを保証するものではありません。

●実証実験の期間・電話番号

AIオペレーター(5月31日まで)
 ☎050-3499-0199(24時間)

太子堂出張所(5月20~31日)
 ☎03-3413-1247(24時間)

せたがやコール(5月31日まで)

☎03-5432-3333(午後9時~午前8時)

※日中の午前8時~午後9時はせたがやコールのオペレーターが対応します。

※期間中は、はじめに生成AIオペレーターが問合せ内容にお答えします。開庁時間内(平日:午前8時30分~午後5時、土曜:午前9時~午後5時)に職員への取次ぎをご希望の場合は「職員へつないで」とお伝えください。時間外の場合は開庁時間内に改めておかけ直してください。

広報広聴課 ☎5432-2014 FAX5432-3001 32034

＼犯罪を未然に防ぐために！ 防犯機器等の購入・設置費用を補助します

住まいの防犯対策サポート事業

- 補助対象** 区内の住宅に防犯設備の設置等を行った世帯
 ※昨年度と今年度を通じて補助を受けた世帯は対象外(1世帯1回限り)。
 ※支払い日が令和8年(2026年)4月1日以降の領収書が対象。
- 補助対象品目** ●防犯カメラ ●録画機能付きインターホン
 ●防犯フィルム ●玄関や窓補助錠 ●防犯砂利 など
- 補助額(上限)** 4万円(補助率10分の10、100円未満は切捨て)
- 申請期限** 12月28日(必着) ※予算上限に達し次第、終了。
- 申請方法** ●区HPからオンライン手続き ●郵送
 ●地域生活安全課、まちづくりセンターに申請書類を持参

他その他の対象物品や申請書類について詳しくは、
 区HPをご覧ください。お問い合わせください。
 担当/地域生活安全課



世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター
 ☎03-6631-2955(月~金曜午前9時~午後5時 ※祝・休日を除く。)
 23301

5月1~31日は 自転車安全利用TOKYOキャンペーン

自転車は車両です。改めてルールを確認しましょう。

●自転車安全利用五則を知っていますか

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車事故を起こさないためにも、自転車安全利用五則を守り安全運転をお願いします。

交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

区民交通傷害保険への加入で、もしもの事故に備えましょう

保険期間開始時点で、区内在住・在勤・在学の方
 保険期間/7月1日~令和9年(2027年)6月30日(中途加入は申込の翌月1日~令和9年6月30日)
 引受保険会社/損害保険ジャパン(株)(承認番号SJ25-14038(令和8年(2026年)2月3日承認))
 他詳しくは、リーフレット(区内金融機関・郵便局、区HPにあり)をご覧ください。

甲 ●オンライン(申込専用サイトまたは区HP)

- 区内金融機関・郵便局へ加入申込書(区内金融機関・郵便局にあり)と保険料を持参

いずれも6月30日まで

※オンラインから申し込む場合のみ、7月以降も中途加入可。



申込専用サイト▶

補償プラン	補償内容
区民交通傷害コース	●交通事故等でけがをした際の補償 ●ひき逃げや犯罪行為等による被害補償(被害事故補償)
自転車賠償責任プラン + 区民交通傷害コース	●自転車事故により法律上の損害賠償責任を負った際の補償(示談交渉のサービスあり)

※家族と一緒に加入できるプランはありません。
 ※死亡保険金受取人の変更を希望する場合は、交通安全自転車課へ。

補償内容=損害保険ジャパン(株)☎3349-9666 FAX6388-0163

加入手続き= せたがやコール、交通安全自転車課☎6432-7966 FAX6432-7996 572